

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年10月31日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2200146号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第2200088号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及びB社（平成10年5月1日にC社からB社に商号変更）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のB社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成5年9月30日から平成9年10月31日まで
② 平成9年10月31日から平成10年5月10日まで
③ 平成10年5月10日から平成12年8月30日まで

A社に勤務した請求期間①、B社に勤務した請求期間③の標準報酬月額が低く記録されている上、A社又はB社に勤務した請求期間②の厚生年金保険の加入記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、オンライン記録によると、A社は、平成9年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。事業主及び社会保険事務担当者は既に亡くなっている。また、商業登記簿謄本により確認できるA社の取締役は、賃金台帳等の資料はない旨回答しており、請求者は給与明細書等の資料を保有していない。
さらに、請求期間①において、A社の厚生年金保険被保険者であった、複数の同僚に対する照会の結果からも、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 請求期間②について、オンライン記録によると、請求者は、A社において平成9年10月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、平成10年5月10日にB社において、厚生年

金保険の被保険者資格を取得しているところ、請求者は、A社において、被保険者資格を喪失した後も職場や仕事内容は変わらず継続して勤務していた旨陳述している。

一方、A社の事業主及び社会保険事務担当者は既に亡くなっており、同社の取締役は、同社に係る賃金台帳等の資料はない旨回答している。

また、B社の事業主（代表取締役二人のうち一人）及び社会保険事務担当者は既に亡くなってしまっており、もう一人の代表取締役は、請求者がA社において、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後は、B社に勤務していたが、A社からB社に所属が変更された時期については不明であり、B社に係る賃金台帳等の資料はない旨陳述している。

さらに、請求者と同様に、A社において、平成9年10月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、B社において、平成10年5月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚に照会するも、請求者の所属が変更された時期を覚えている者がいないことから、請求者が請求期間②において、勤務していた事業所を特定することができない。

3 請求期間③について、オンライン記録によると、B社は、平成14年6月17日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、事業主（代表取締役二人のうち一人）及び社会保険事務担当者は既に亡くなっている。

また、もう一人の代表取締役は、B社に係る賃金台帳等の資料はないと回答しており、請求者は給与明細書等の資料を保有していない。

さらに、請求期間③において、B社の厚生年金保険被保険者であった、複数の同僚に対する照会の結果からも、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

4 このほか、請求者の請求期間①から③までの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできず、また、請求期間②に係る厚生年金保険料をA社又はB社の事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受) 第 2200367 号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚) 第 2200089 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 37 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 10 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の記録がない。A 社に就職し、その後、B 法人(現在は、C 法人)に転籍したが、転籍前後の業務内容は変わっておらず、請求期間も継続して勤務していたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A 社の事業主の回答及び請求者から提出された同社に係る平成 10 年 3 月分給与明細票(平成 10 年 3 月 13 日支給)により、請求者は、請求期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録で確認できる、請求者のA社における厚生年金保険被保険者期間が 27 か月であるところ、請求者から提出された、同社に係る給与明細票及び市民税・県民税特別徴収税額通知書により、請求者が同社により厚生年金保険料を控除されていた月数についても、27 か月であったと推認でき、これらの月数は一致している。

また、請求者から提出された、A 社における厚生年金保険被保険者資格取得月に係る平成 7 年 12 月分給与明細票によると、厚生年金保険料の控除額の記載はなく、厚生年金保険被保険者資格喪失月に係る平成 10 年 3 月分給与明細票に記載された厚生年金保険料控除額からは、1 か月分のみの厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、同社の厚生年金保険料は翌月控除であり、同年 3 月分の厚生年金保険料の控除はなかったと推認できる。

さらに、A 社の事業主からは、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる資料の提出はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。